

山武市監査委員告示第3号

平成26年3月20日付け山武市監査委員告示第2号をもって公表した定期監査結果報告について、市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり公表します。

平成26年3月20日

山武市監査委員 野 島 暉 通

山武市監査委員 加 藤 忠 勝

## 措置等状況報告

総務部

課名	監査意見	改善・措置等の内容
総務課	<p>《人事評価制度》                      評価者が内部の職員により運用されているので真の評価ができるか疑問を感じる面もあるが、職員のやる気を引き出す方策を検討し、市政に良い影響を与える制度運用になるよう希望します。</p>	<p>引き続き、人事評価制度の精度向上に努めます。</p>
	<p>《補助金の交付等事務》                      補助金の交付等の交付事務について、市の補助金を上回る繰越金を有する団体もありましたので、予算編成時には交付団体の実態を検証し、必要性、費用対効果等の検証を十分に行い、前例踏襲に捉われず実態に即した見直しに努めてください。</p>	<p>自衛隊協力会の運営実態を検証するとともに、事業内容について協議・検討いたします。</p>
企画政策課	<p>《地域公共交通》                      乗り合いタクシーの利用について、個人の価値観の相違などから不適切な利用があるように見受けられます。利用者へ利用方法の確実な説明と理解、協力のもとに市民の足として安全で円滑に運行されるよう尽力ください。</p>	<p>利用者に不適切と捉えられる事が無いよう、運行改善に努め、今後も市民の身近な交通手段として、ご利用いただけるよう尽力いたします。</p>
財政課	<p>《市有財産》                      市有財産については、施設の集約化や転用計画を進め、未利用財産の売却や有効活用 of 具体的な計画の立案と実施方法を検討し、公共財産の全体総量の縮減に努めてください。</p>	<p>基本方針を定め、統一的な視点の中で、公有財産の最適化を図ります。</p>

# 措置等状況報告

市民部

課名	監査意見	改善・措置等の内容
市民課	<p>《補助金の交付等事務》 補助金の交付等の事務について、提出書類の審査・確認が不十分と見受けられるものがありました。書類の審査・確認には細心の注意を払い適正に処理するよう要望します。</p>	<p>補助金交付等事務につきましては、今後、書類の審査・確認には細心の注意を払い不備のないよう適正に処理いたします。</p>
	<p>《交通安全協会補助金》 交通安全協会の事業内容や経費の明確な執行を予算書及び決算報告書に記載するよう団体へ指導するとともに補助金等交付規則を遵守し、提出書類の審査・確認においては、厳正な精査を切望します。</p>	<p>市交通安全協会が本年度設立し、新たに独立した団体として事業展開していきますので、事業内容や経費の明確な執行を予算書及び決算報告書に記載するよう団体へ指導しました。 また補助金等交付規則を遵守し、提出書類の審査・確認においては、厳正な精査をいたします。</p>
課税課	<p>《収入確保》 法人市民税の賦課において、公平性で最も重要視されるのが課税客体である全納税義務者の把握です。未登録法人や法人登録台帳記載の法人でありながら申告のない法人をいかに把握し課税する課が最も重要と成るので、その実態調査を綿密に行い、公平な課税の賦課業務が適正にされるよう望みます。</p>	<p>未登録法人については、地方税法第63条第4項の規定による法人税額等通知書により把握することができます。山武市内に支店が存在するかを確認し、法人等異動届出書を提出させ、法人登録を行います。 法人台帳に登録済みの申告のない法人については文書にて申告勧奨を行います。 勧奨後も申告の無い法人については実態調査を行います。</p>
収税課	<p>《支出削減》 市の施策の共通課題である経費節減に対する意識や姿勢に若干欠ける部分があります。市の厳しい財政状況を勘案し経費削減に真摯に取り組まれるよう要望します。</p>	<p>財政の健全化の視点から、経費削減に対する職員の意識向上を図るとともに、一層の経費の精査、歳出の見直しに取り組んで参ります。</p>
	<p>《収入確保》 市税等の収入について、昨年度より上回ったものの依然として減少傾向にあります。公平な税負担の観点から納税意識の高揚を図るとともに職員一同が、滞納処分等に関する専門的な知識の向上に一層努め、未納金の解消を図るべく徴収対策を強化するよう強く要望します。</p>	<p>「納税推進のまち」宣言を掲げ、市民の納税意識高揚を図って参りました。職員も法令の遵守、歳入の確保、公平な税負担の観点から税収の確保に努めております。滞納処分等に関する専門的な研修へ積極的に出席し、更に徴収対策に取り組んで参ります。</p>

## 措置等状況報告

保健福祉部

課名	監査意見	改善・措置等の内容
社会福祉課	<p>《補助金の交付等事務》 補助金の交付等の事務については、多額な繰越金を有する団体等が見受けられました。予算編成時には交付団体の実態を検証し、必要性、費用対効果等の検証を十分に行うとともに前例踏襲に捉われず実態に即した見直しを行うよう努めてください。</p>	<p>補助金の算定根拠を会員数に一人当たりの補助額を乗じ、交付しております。活動をとおして団体の自主財源の確保等により繰越金が多額となった団体もあります。繰越金が多い団体につきましては今後の中長期的な資金の運用計画等を報告していただくなど補助金の必要性を検証し、適正な対応に努めてまいります。</p>
子育て支援課	<p>《支払い遅延防止法等に関する法律》 この法律第10条に規定されている支払いの時期を経過して支払っている事例が多く見受けられました。法の趣旨を理解のうえ事務処理に遺漏がないよう留意してください。</p>	<p>園長・副園長会議において、支払遅延防止について周知徹底を図りました。また、各園からの伝票処理を速やかに行うため、子育て支援課職員が園からの伝票を毎週水曜日に回収することとし、週内には決裁処理し、会計課へ提出するよう体制整備を図りました。</p>
健康支援課	<p>《補助金の交付事務》 補助金の交付等の事務については、多額な繰越金を有する団体等が見受けられました。予算編成時には交付団体の実態を検証し、必要性、費用対効果等の検証を十分に行うとともに前例踏襲に捉われず実態に即した見直しを行うよう努めてください。</p>	<p>交付団体の実態を更に検証し、必要性、費用対効果等の検証を十分に行うとともに実態に即した見直しに努めてまいります。</p>

## 措置等状況報告

経済環境部

課名	監査意見	改善・措置等の内容
農 商 工 ・ 観 光 課	<p>《補助金の交付等事務》 補助金の交付等の事務については、補助金等交付規則に則り的確に対応しなければならないが一部欠けるものや提出書類の不備、多額の繰越金を有する団体が見受けられました。補助金の交付に当たり、交付団体の実態を検証し、必要性、費用対効果の検討を十分に行うとともに前例踏襲に捉われず実態に即した見直しを行うよう努めてください。</p>	<p>補助金の交付等事務に当たり、書類の不備を訂正することはもとより補助金等交付規則、要綱と照らし合わせた確な補助金の交付を心がけ繰越金の解消等に努めます。また、交付団体の実態を検証し、必要性、費用対効果の検討を十分に行うとともに前例踏襲に捉われず実態に即した見直しを行うよう努めます。</p>
わ が ま ち 活 性 課	<p>《補助金の交付等事務》 補助金の交付等の事務については、提出書類の審査・確認が不十分なものや申請に必要な添付書類の不備などが見受けられましたので、今後は、厳正に審査・確認を行い、速やかに事務処理を行うよう望みます。</p>	<p>補助金の交付等事務について、提出書類や添付書類等の審査・確認に際し、担当外職員の確認強化を図り、速やかに事務処理を行えるよう努めます。</p>
環 境 保 全 課	<p>《補助金の交付等事務》 補助金の交付等の事務について、監査の検査項目につき要求されているものが一部欠けていましたので、遺漏がないように確認し監査に望まれるようお願いします。</p>	<p>監査で要求された資料については、内容を精査し、遺漏がないように確認して監査に望みます。</p>

## 措置等状況報告

教育部

課名	監査意見	改善・措置等の内容
<p>学校教育課</p>	<p>《補助金の交付等事務》 補助金の交付等事務について、交付申請額を上回る精算額があり、規則に規定が無い追給額を交付するなど一部に不適切な取り扱いが見受けられました。今後は、適正な事務処理に努めるとともに規則を遵守し、実績報告の審査・確認には、一層厳正に精査するよう強く要望します。</p>	<p>規則等に沿った取り扱いにより適正に支出を行うよう、実績報告時は、審査等を徹底します。</p>
<p>生涯学習課</p>	<p>《補助金の交付等事務》 補助金の交付等事務については、数年間同額で交付している補助金が見受けられます。また、交付団体等の会計に多額の繰越金を有しているものもあるので補助金の必要性、費用対効果等を十分に検討するとともに実態に即した見直しに努めてください。</p>	<p>今後は、補助金の必要性、費用対効果等を十分に検討し、実態の即した補助金の交付に努めます。</p>
<p>スポーツ振興課</p>	<p>《補助金の交付等事務》 補助金の交付等事務については、規則に則り的確に対応しているが、監査項目に要求されているものが一部欠けていましたので、遺漏がないように確認し監査に望まれるようお願いいたします。</p>	<p>平成25年度において補助団体から各支部への補助金についても資料の提出を指導済です。</p>

## 措置等状況報告

選挙管理委員会

課名	監査意見	改善・措置等の内容
選挙管理委員会	《支払い遅延防止法等に関する法律》 この法律第10条に規定されている支払いの時期を経過して支払っている事例が多数見受けられました。法の趣旨を理解のうえ事務処理に遺漏がないよう留意してください。	支払い遅延防止法等に関する法律に準拠して、今後の選挙事務処理に遺漏がないよう努めます。